

史跡人吉城跡整備基本計画（案）パブリックコメント（意見募集）
にお寄せいただいた御意見と市の考え方について

	御意見の要旨	市の考え方
1	<p>・史跡内の植栽について、「石垣の孕み出しの原因になっている樹木は早急に除去する」など、わかりやすい説明も加筆したらどうか。</p> <p>また、眺望や視認性を阻害する樹木を「整理」との表現では、植栽計画の考え方として弱いのではないか。</p>	<p>現状の史跡人吉城跡内には、石垣等の史跡の本質的価値の保全に影響を及ぼす樹木がございます。</p> <p>そのため、「史跡の本質的価値の保全に影響を及ぼす樹木については、伐採等を検討する。」という文章を追加したいと思います。</p> <p>また、植栽の伐採においては史跡の本質的価値の保全に影響があるものは、伐採を検討する必要があるとあります。眺望や視認性を阻害する樹木に関しては枝落とし等による対応も考えられますので伐採ではなく樹木を「整理」として表記しております。</p>
2	<p>・本質的価値以外の構造物の中には、主体的に市が設置に関わったものがあると思うので「(地外への) 移転」との加筆も考慮すべきではないか。</p>	<p>御指摘の本質的価値以外の構造物に関しましては、その設置にかかる経緯や、地域住民によるこれまでの利用状況等から、移転については極めて困難な状況にあるものも含まれると認識しております。</p> <p>市では、史跡人吉城跡内にこのような本質的価値にかかる構造物等を把握し、今回策定します史跡人吉城跡整備基本計画の関連計画となる「保存管理計画書第2版」において取りまとめ、その中で本質的価値以外の構造物を（地外へ）移転する基本方針を定めております。</p> <p>今後、その基本方針を踏まえ、撤去や移転等の対応について関係者との十分な協議・検討を行うことが重要と思われまます。</p>
3	<p>・史跡及び都市公園の管理・運営に関して、「定期的な協議の場を設ける」とあるが、協議メンバーについても書き込むべきと思う。</p>	<p>本計画では、史跡の管理・運営を行うための維持管理目標を定め、史跡の価値の保全を図り、公園機能としての適正な維持管理を行う事を掲げております。</p> <p>このため、協議メンバーにつきましては、計画策定以降、具体的な施策を検討する際に関係機関と十分な協議を実施していく事としております。</p>

4	<p>・御館跡（現在の相良神社）から三の丸に上るための歩行者誘導サインがなく、外国人が困っている。</p>	<p>御指摘の箇所は、現在の相良神社から三の丸へのルートとなりますが、人吉城本来の入口である御下門へと誘導し、御下門から三の丸、二の丸へと散策するルートを推奨しています。</p> <p>その理由として、城郭の本来の入口である御下門周辺は、史跡の本質的価値を有する構成文化財が多く、さらには計画書に掲載しているとおり、視点場としても魅力ある動線であるためです。</p> <p>また、より多くの来訪者に人吉城の歴史的価値やその魅力を十分にご理解いただき、利用しやすく安全な動線を確保するため、多言語化など多様な来訪者に分かりやすく快適に散策できる誘導サインの設置に努めてまいります。</p>
5	<p>・県指定有形文化財である御館御門橋の記載や御館御門橋のき損の記載が計画書にない。</p> <p>また、御館御門橋の構成要素、整備の考え方の記載がない。基本的な考え方に基づいて石橋は修復されるのか。</p> <p>・御館前の溝や堀はどうなるのか。</p>	<p>御館御門橋につきましては、ご指摘のとおり、史跡内に所在する歴史的建造物でありますので、計画に追加で記載をいたします。</p> <p>なお、計画に掲載しております、き損等が確認された主な場所につきましては、文中に表記しておりますとおり、昭和36年の人吉城跡が国指定史跡に指定されて以降に文化庁への届出を行った内容を整理して掲載しております。そのため、御指摘の「御館御門橋のき損」については、昭和30年の事となりますので記載がございません。</p> <p>また、御館御門橋の修復については、崩落の危険性が高く早急な対応が必要な場合、保存修理・修復が必要ですが、現状から判断しますと、まずは御館御門橋の所有者である相良神社との協議を行う事が必要です。</p> <p>御館御門橋自体が熊本県指定の重要文化財でありますので、今後、修復を行う際には、修復工事に先立ち「御館御門橋整備計画」等の検討が必要になると思われます。</p> <p>御館前の堀や溝につきましては、定期的な掃除等を行うことで、利水を機能させることが可能となります。そのため、御館前の所有者である相良神社と協議を行い、定期的な堆積物の除去を検討するよう努めてまいります。</p>

6	<p>・本格的な景観にマッチした図書館並びに地元の偉人顕彰館を作り、余暇を活用することで、レベルの高い市民の育成が図れるのではないか。</p>	<p>史跡人吉城跡は国指定の史跡であることから、指定史跡地内は、その本質的価値を損なうことなく適切に保存活用するため、文化財保護法の規定に基づき、管理を行う必要があります。</p> <p>このため、指定史跡地内における土地の形状の変更や行為（現状変更等）については、文化庁長官の許可が必要とされております。</p> <p>さらに、規定により史跡の滅失、き損又は衰亡のおそれがある場合は、現状変更等を許可することができないとされております。</p> <p>今回、御提案いただいた図書館並びに地元の偉人顕彰館を作る行為はこれに該当しますことから、指定史跡地内へのこれらの建設に関しましては、文化庁長官の不許可の取扱いとなります。</p>
---	---	--